

南相馬市高齢者総合計画(案)の策定について

1 これまでの経過

前回の第2回推進会議から、今回の第3回推進会議（書面会議）までの本計画策定にかかる経過については、以下のとおりです。

令和2年

- 10月6日 第2回南相馬市地域包括ケアシステム推進会議
- 10月中旬 (推進会議を踏まえ計画素案の見直し)
- 10月下旬 (パブリックコメントに諮る計画素案の庁内最終確認、見直し)
- 11月4日 庁議(庁内会議)にてパブリックコメント手続き、計画素案の決定
- 11月16日 小高区地域協議会へ報告(計画素案の意見聴取)
- 11月17日 鹿島区地域協議会へ報告(計画素案の意見聴取)
- 11月18日 原町区地域協議会へ報告(計画素案の意見聴取)
- 12月1日 パブリックコメント実施(～12月20日まで)

令和3年

- 1月18日 庁議にて第8期(R3～R5年度)の介護保険料の庁内決定
- 1月21日 第3回南相馬市地域包括ケアシステム推進会議(書面会議)

2 意見等概要

上記「1 これまでの経過」の3区の地域協議会での報告、パブリックコメント実施に伴い出された意見(質問)、それに対する市の考え方は以下のとおりです。

- (1) 地域協議会 8件(5人)(意見:5件、質問:3件)
 - ※意見の内訳(素案「概要版」の表記:2件、地域実態把握の推進:1件、入居系施設への円滑な入所:2件)
 - ※質問の内訳(入居系施設の待機者等状況:2件、介護サービスの種別:1件)
 - (2) パブリックコメント 6件(2人)(意見:6件)
 - ※意見の内訳(施策全般:1件、マッサージ等施術費助成事業の充実:1件、認知症施策関係:2件、介護認定・給付関係:2件)
- ◆ 意見等内容と市の考え方について・・・「資料2のとおり」
(市の考え方「資料2」については、案であり今後庁議で最終決定されます。)

3 素案の修正等箇所

上記「2意見等概要」の地域協議会及びパブリックコメントにおける意見に対して、計画素案の修正はありません。ただし、素案の概要としてパブリックコメントに示していた「概要版」については、以下(1)のとおり修正します。

その他、従前から予定していた、以下の(2)、(3)、(4)の追記や修正を行い、今後、計画最終決定の庁内手続きを進めていきたいと考えております。

- (1) 地域協議会及びパブリックコメントに基づく修正箇所 2件
(内容：概要版の追記修正2件⇒詳細は資料3のとおり)
- (2) 第Ⅲ部「介護保険事業計画」の介護保険事業費（R3～R5年度）について、国の介護報酬の改定を踏まえ最終的な推計を行い修正。
(パブリックコメントの素案においては、その旨を記載していた。)
- (3) 第Ⅳ部「介護保険料」について、南相馬市介護保険条例改正（令和3年1月18日臨時庁議案件）に基づく第8期の介護保険料を追記。
⇒ 第8期の「介護保険料」については、計画期間中の本市における標準給付見込額、地域支援事業費、調整交付金見込額等を勘案し、保険料の必要額を積算。被保険者数の見込みから、保険料基準月額を5,903円と定める。
- (4) その他 以下の項目(ページ)を追加。
 - ① はじめに（市長あいさつ）
 - ② 資料編（南相馬市地域包括ケアシステム推進会議委員名簿、計画策定経過）

4 今後の予定

- | | |
|------|----------------------------|
| 2月中旬 | 庁議にて計画の最終決定（第8期「介護保険料」を除く） |
| 3月 | 介護保険料にかかる条例改正について議会へ上程し審議 |